

平成 27 年 第 3 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 76 号

平成 27 年第 3 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 8 月 26 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 27 年 9 月 7 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 27 年第 3 回まんのう町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 27 年 9 月 7 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 白 川 年 男	8 番 白 川 皆 男
9 番 大 西 樹	10 番 藤 田 昌 大
11 番 松 下 一 美	12 番 三 好 勝 利
13 番 大 西 豊	14 番 川 原 茂 行
15 番 関 洋 三	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

14 番 川 原 茂 行	1 番 竹 林 昌 秀
--------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希
-------------------	---------------------------

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一	総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高嶋一博	税務課長	脇隆博
住民生活課長	森末史博	福祉保険課長	川田正広
会計管理者	仁木正樹	健康増進課長	見間照史
建設土地改良課長	池田勝正	産業経済課長	高橋守
琴南支所長	雨霧弘	仲南支所長	和泉博美
学校教育課長	尾崎裕昭	社会教育課長	長森正志
水道課長	天米賢吾	地籍調査課長	山内直樹

○関洋三議長 おはようございます。

それでは、今回も元気よく始めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。
ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成
27年第3回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

本日、平成27年第3回まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位に
おかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御参集賜りましてありがとうございます。

朝夕は随分と涼しくなり、秋の気配が高まってまいりました。今回、お願いを申し上げ
ておりますのは、平成26年度決算認定10件及び議案12件でございます。よろしく御
審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。よろ
しくお願いいたします。

○関洋三議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、町長から地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項に基
づく決算認定案件10件並びに地方自治法第149条の規定に基づく議案12件を受理い
たしました。

次に、組合議会関係について、平成27年6月10日、平成27年第1回仲多度南部消
防組合議会臨時会が開催され、議案第1号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更につ
いてほか2件の審議がされております。

平成27年7月23日、平成27年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が
開催され、議案第7号 平成27年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号)ほか7件の審議がされております。

平成27年8月11日、平成27年第2回仲多度南部消防組合議会臨時会が開催され、議案第1号 仲多度南部消防組合監査委員（議会選出者）の選任についての審議がされております。

平成27年8月25日、平成27年香川県中部広域競艇事業組合議会8月定例会が開催され、認定第1号 平成26年度香川県中部広域競艇事業組合一般会計歳入歳出決算認定についてほか2件の審議がされております。

次に、監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成27年5月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査、また、平成26年度分一般会計、各特別会計及び水道事業会計の定期監査報告が参っております。

次に、町長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告第1号として、平成26年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告がありましたので、既に配付してある書類をもって報告にかえさせていただきます。以上で議会報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会の9月定例会運営に関する報告を申し上げます。

9月2日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、決算認定及び補正予算の審議方法については予算決算特別委員会に付託し審議することなど、9月定例会運営について慎重に審議しました。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日より9月25日の19日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 認定第1号 平成26年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について
予算決算特別委員会付託

日程第9 認定第2号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認

定について 予算決算特別委員会付託

日程第 10 認定第 3 号 平成 26 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 予算決算特別委員会付託

日程第 11 認定第 4 号 平成 26 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 予算決算特別委員会付託

日程第 12 認定第 5 号 平成 26 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について 予算決算特別委員会付託

日程第 13 認定第 6 号 平成 26 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 予算決算特別委員会付託

日程第 14 認定第 7 号 平成 26 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について 予算決算特別委員会付託

日程第 15 認定第 8 号 平成 26 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について 予算決算特別委員会付託

日程第 16 認定第 9 号 平成 26 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について 予算決算特別委員会付託

日程第 17 認定第 10 号 平成 26 年度まんのう町水道事業会計決算認定について 予算決算特別委員会付託

認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 案件は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。

日程第 18 議案第 1 号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 19 議案第 2 号 まんのう町手数料条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 20 議案第 3 号 まんのう町道路線の変更について 建設経済常任委員会付託

日程第 21 議案第 4 号 まんのう町道路線の廃止について 建設経済常任委員会付託

日程第 22 議案第 5 号 字の区域の変更について 建設経済常任委員会付託

日程第 23 議案第 6 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて 即決でお願いします。

議案第 6 号が可決となれば、手続上、執行部から監査委員への意見聴取が必要なため、休憩といたします。

日程第 24 議案第 7 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について 即決でお願いします。

日程第 25 議案第 8 号 平成 27 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 2 号 予算決算特別委員会付託

日程第 26 議案第 9 号 平成 27 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号 予算決算特別委員会付託

日程第２７ 議案第１０号 平成２７年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第１号 予算決算特別委員会付託

日程第２８ 議案第１１号 平成２７年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第１号 予算決算特別委員会付託

日程第２９ 議案第１２号 勝川辺地に係る総合整備計画の変更について 即決でお願いします。

日程第３０ 選挙第１号 まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員の選挙について 一括の指名推選でお願いします。

一般質問は、９月８日、９日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、午後０時５分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、１４番、川原茂行君、１番、竹林昌秀君を指名いたします。

日程第３ 会期の決定

○関洋三議長 日程第３、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から９月２５日までの１９日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、会期は１９日間と決しました。

日程第４ 町政報告

○関洋三議長 日程第４、町政報告を行います。

栗田町長。

○栗田町長 それでは、６月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

本年は平年並みの梅雨入りとなりましたが、その後は天候不順で曇り空が続いたことから、農作物の生育が心配されるところでございます。

また、7月16日に非常に強い台風11号が四国を直撃し、縦断しましたことから、山間地域の通算雨量が300ミリを優に超えたところでは、土砂崩れが発生したり、至るところでの倒木処理に迫られました。このような中、人命には影響がなかったことが幸いであつたと胸をなでおろしておるところでございます。

これから台風が多く発生する秋を迎えますが、精度の高い気象情報収集に努め、住民の生命と財産を守ることを最優先とした防災体制を確立しながら、空振りを恐れず、早目早目に住民に避難準備情報や避難勧告を適切に発信してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、8月末現在の世帯数は去年同期に比べまして15世帯の増の7,418世帯ですが、人口は1万9,430人の232人の減となっているところであります。

また、65歳以上の高齢者は65人増の6,565人で、高齢化率は33.06%から33.79%に微増となっており、高齢者世帯や独居世帯等を含めた核家族化が確実に進行していることを如実にあらわしているところでございます。

環境衛生関係では、本年より、夏季期間である6月から9月末までの間において、懸案でありました生ごみ等の可燃ごみ収集業務を週1回から2回として実施中であります。住宅密集地だけでなく、山間地域からも利便性が向上したとの声が聞こえており、今後ごみの搬出量の推移を検証しながら、費用対効果も考慮の上、バランスのとれたじんかい行政に努めてまいり所存でございます。

次に火葬業務でございますが、本町の斎場は建設から20年目となり、炉の老朽化が目立つようになったことから、空調設備の更新とあわせて改修工事を実施いたしております。

また、突発的な停電等の緊急対応措置としての自家発電装置も整備するなど、荘厳な中にも充実した機能整備を図るものでございます。

琴南地区の歯科診療所運営についてでございます。この4月から公設民営化として新しく民間の歯科医師により僻地歯科診療経営をお願いしているところでございますが、半年がたとうとする現在において、地域住民に親しまれる診療所としての地位を築いていただいていることは大変ありがたいことと感謝しているところであります。

山間地域の人口減少が顕著となっておりますが、行政といたしましても、今後も可能な限り住環境整備に力を注ぎ、住みやすさを追求してまいりたいと考えております。

次に、福祉関係でございます。介護保険事業では、要支援者に対する介護予防給付の見直しと生活支援サービスの充実を図るため、平成29年4月から、全国一律の介護予防給付から、訪問介護・通所介護については、市町村が地域の実情に応じた取り組みを行う地域支援事業に移行し、新たな介護予防・日常生活支援総合事業を実施することになります。

このことから、町では、本年度より地域包括支援センターが主体となり、新しい総合事業への円滑な移行に向け、制度研究のほか、既存事業の再評価、地域資源調査等を行っておるところでございます。

9月下旬には、元気な高齢者を初め、住民が担い手となった活動や多様な主体によるサ

ービス提供体制を確保するため、介護施設、サービス事業所、ボランティア、町社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員協議会、民間企業等の多様な主体が参画する協議会の立ち上げを計画いたしております。

今後、生活支援・介護予防サービスの提供における情報共有と連携強化を図る協議体への移行を予定するとともに、医療機関等の協力をいただき、地域ケア会議に発展させることも可能と考えております。

介護予防を初め、高齢者対策に当たっては、地域の支え合いが極めて重要になるものと考えており、地域が主体となる体制づくりを推進したいと考えております。

今後、ますます地域住民の共助による相互扶助が大切になってまいりますので、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、健康増進関係では、本年も65歳以上の方を対象としたインフルエンザ予防接種事業を10月1日より年度末まで自己負担金1,000円で実施いたします。また、任意接種ではありますが、同じく生後6カ月から高校3年生までの希望される方は、1回当たり2,000円を助成することといたしましたので、指定医療機関において接種を受けていただきたいと思います。

公費助成対象としての水痘と成人用肺炎球菌ワクチンについても、同じく10月から定期予防接種としていますので、水痘対象者は無料、成人用肺炎球菌ワクチン対象者は2,000円で御利用できます。

次に、多くの期待と要望に応じて昨年4月から始まりました子育て支援サービス事業としての「つどいのひろば・ひまわり」では、6月に過去最高となる335人、7月では1日当たりの平均が27.4人と、多くの乳幼児と保護者の御利用をいただいております。これは、核家族化により相談相手がいないことでの子育てに不安をお持ちの方や、一時預かり保育を専門の保健師や子育てのベテランボランティアが責任を持って御相談やお預かりすることで、安心して子育てができる環境づくりが評価されてきたことと考えております。

今後も、子育て支援ボランティアの養成を随時進めていき、スタッフの充実を図ることで、子育て支援充実のまち・まんのうをしっかりとアピールしながら、他自治体との優位性を積極的に周知してまいります。

次に、教育関係では、御心配をおかけしています満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業で整備した施設の品質問題に係る報告でございます。

6月21日に開催されました第4回PFI事業問題第三者検討委員会において、品質問題に係る解決計画について、修正を加えながら具体的な修補方法を導き出させていただきました。この修補方法に基づき、PFI事業者にて修補工事が実施されており、9月末には完了する予定でございます。

この13日に開催される第5回第三者検討委員会において、工事の完了状況を確認いただき、品質問題につきましては解決に向かうものと考えております。

今後は契約に関する問題等について速やかに対応し、本年度中には全ての問題を解消するべく取り組んでまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、工事の遅延によりおこなわれていた仲南こども園でございますが、8月22日に落成式を挙行し、その後の見学会では、随所に斬新な設備が施された最先端の幼保連携型施設に感嘆の声が多く寄せられました。

そして、9月1日から開園供用開始となったところですが、園児たちは真新しい広い建屋と広い運動場、そして新しい友達がふえたことの興奮で大いに上機嫌で、活気にあふれているところをかいま見ますと、まことにほほえましく喜ばしい限りでございます。

今後は幼保一体化施設としての利点を生かし、さらなる子育て環境の充実を図ることで、地域の活性化と定住促進策としての取り組みを積極的に推進してまいりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、幼保一体化により空き施設となりました仲南北幼稚園跡につきまして、早期支援教育センターを開所することといたしました。

これは、小中学校の通常の学級において、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒は6.5%程度の割合で在籍しているものと言われています。同時に、それ以外にも学習面や行動面で何らかの困難を示している児童生徒がいることも示唆されており、全ての学校・学級において、これらの児童生徒に対する支援が喫緊の課題となっていることから、本町では子供本位の教育体制の充実を図るため、県下でも数少ない専門施設を設立し、何かしらの困難を示す児童生徒の学校生活への不適応を防ぐとともに、先生方に対する指導方法の改善や早期支援のあり方について研究事業を行うとしていところでございます。名称は「多い夢」を平仮名で読み、「たむ」とします。9月1日から暫定開所とし、正式開所日は10月26日の予定でございます。

次に、国際交流事業の一環としての中学生海外派遣につきましては、生徒17名と引率教諭3名の20名が、シンガポールへ、8月20日から24日までの4泊5日間で海外異文化交流に参加いたしました。

今回も現地の家庭に滞在しながら異文化交流も含めての短期留学の体験をされたことで、生きた英語に触れることができた語学研修になったとのことでした。

帰着式では皆元気で、国際社会に触れ合った感動と語学の大切さを改めて肌身で体験されたことで、一回り成長されたと感じたところでございます。

学校施設整備では、四條小学校と高篠小学校の体育館において、夏休みに合わせて地震に対する防災対策として天井撤去工事を実施いたしました。また、高篠小学校では本体校舎及びランチルーム棟の大規模改修工事に取り組んだことで、教育環境の大幅な改善が図られているところでございます。

次に、町立図書館では、さまざまな試みにより着実に利用者がふえており、8月には全国的にも珍しい動く電子絵本を導入したことでマスコミにも取り上げられました。このことから多くの子供たちが今以上に図書館に足を運んでいただき、本の無限の可能性と活

字の魅力に夢中になるきっかけとなれば幸いと感じておるところでございます。

また、文化財におきましては、25年前に羽間地区の安造田東3号墳から出土していたガラス製のモザイク玉が、奈良文化財研究所の最新分析機器により、西アジアに栄えたササン朝ペルシャ産であると確認され、国内で発掘された唯一のモザイク玉であると発表されました。

手のひらに乗る1.5センチほどの小さなガラス玉のモザイク玉ではありますが、1,500年ほどの時を隔てて私たちの目を楽しませてもらっていると同時に、遠くはユーラシア大陸の東西を結ぶ古代交易の一端を示すと言われており、古代へのロマンを駆り立てずにはいられない衝動に駆られるのは私だけではないと思います。

今後は、地域活性化のシンボルとして生かしながら、発掘場所の古墳についてもさらにわかりやすい案内板も含めての周辺整備を検討したいと考えておるところでございます。

イベント関係では、7月19日に仲南地区帆山で恒例のひまわり祭りが開催予定でしたが、直前に台風11号の直撃に遭ったことにより、ほぼ咲きそろったひまわりが壊滅状態となったことから、多くの問い合わせもありましたが、残念ながら中止となったところであります。

ただ、ことしから仲南地区中山でも帆山地区との連携事業としてひまわり栽培が始まったことから、8月の中旬ごろに帆山と同規模の5ヘクタールで開花を見るに至りました。高台から一望できる一団のそうそうたるひまわり畑は、新たな本町の農業振興と観光資源として定着することに疑う余地はないと考えているところであります。

また、本来の減反政策におけるひまわり栽培では、安定した農業所得の確保が重要であるため、ひまわり油に端を発したひまわり牛など、さまざまな商品開発に栽培農家等と力を合わせ活路を見出していかなければならないと考えております。

8月1日、2日はまんのうフェスティバルが好天の中、開催され、会場は8,000人を超える多くの来場者で埋め尽くされました。恒例となっています人気の花火大会では、夜風を涼みながら、夜空に花開く大輪に老若男女から声上がるなど、真夏の夜の祭典を楽しまれていました。

また、8月13日には琴南地区恒例の夏の風物詩であることなみサマーフェスタ2015が開催されました。あいにくの小雨模様の天気となりましたが、1,200本のうちわも早々になくなるなど、ふだんは静かな山間の会場ですが、この夜ばかりは懐かしく帰省された方々との再会の場となるなど、夜遅くまで多くの来場者でにぎわいながら、過ぎゆく夏を惜しんでいるかのようでありました。

商工振興では、高齢者等買い物支援事業として、まんのう町商工会との連携により、愛称「あいあいマーケット」として仲南地区と琴南地区で実施されており、直近の7月では、19日の稼働で426人の御利用がありました。

山間部では商店の閉鎖が相次ぐことで住民生活に支障が生じており、地域住民からは大変助かっているとの声が届いております。事業者の方には大変御苦労も多いと思いますが、

今後ともお力添えをいただければと思います。

次に、緊急経済対策の地域消費喚起・生活支援型交付金事業として、12月末までの使用期限ではありますが、20%のプレミアムつき商品券を販売いたしました。使用可能な商店は本町商工会加盟店となっております。御利用期間が速効性を求めているため、通常より短かったことから、2度目の販売でも完売いたしませんでしたが、8月末の3度目の販売で目標を達成したところでございます。

今後は、利用者アンケートにより、KPIである客観的な重要業績評価指標としての事業目的に照らして、実現すべき成果に係る指標の取りまとめを行うところでございます。

次に、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略及び人口ビジョンの進捗状況及び今後の予定について御説明いたします。

7月27日開催の第2回有識者会議において、人口ビジョンの素案並びに総合戦略構成案について検討協議いただきました。

総合戦略につきましては、7月に実施いたしました策定推進委員会ワーキング会議の結果をもとに、現在、その素案を策定中で、9月17日開催予定の第3回有識者会議において検討協議いただく予定でございます。その後、パブリックコメントを実施し、10月下旬に人口ビジョン並びに総合戦略の最終案を有識者会議でお諮りし、決定しようと考えております。

なお、本町の総合戦略の策定に当たり、町民の皆様などから広くまちづくりに関する御意見や提案をいただきたくアイデア募集をいたしました結果、現在までに39件で73事業の応募がございました。これらアイデアにつきましては、総合戦略に盛り込む施策・事業の検討の際に活用させていただいております。

最後に、財政状況についてでございます。

平成26年度決算認定をお願いいたしておりますように、普通会計の決算状況は実質収支が8億7,485万1,000円の黒字となりました。また、実質公債費比率においても9.5%から8.6%と、対前年比0.8ポイント減の改善となっております。

他の財政状況をあらわす各指標については、経常収支比率が物件費、維持補修費等経常経費の減少と町税及び地方交付税を初め各種交付金等経常的な一般財源収入の増加により、前年度に比べて3.4ポイント減少と大きく改善効果が見られます。

ただし、公債費負担比率は長期債元利償還金が増加したことなどにより、前年度に比べて0.1ポイント上昇していることから、今後とも、行財政改革と財政基盤の安定化に最善を尽くしてまいりますので御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、6月定例議会以降の町政の一端を御報告申し上げます。

なお、お手元に町政報告を御配付いたしておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

○関洋三議長 以上で、町政報告を終わります。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○関洋三議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 おはようございます。それでは、ただいまより教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月24日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、議長同席のもと、執行部より、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

副町長挨拶の後、本年8月6日より国際交流員として赴任したザック氏の紹介と挨拶があり、その後、各課より報告を受けました。

まず、学校教育課長より、各種行事報告、8月1日現在の町内児童・生徒・園児・入所児数、さかいで・なかたど・うたづ算数・数学オリンピック参加者と結果、ことなみ土曜塾の状況、早期支援教育センター「たむ」開所式を本年10月26日に行う予定であること、琴南中学校の閉校事業について、仲南こども園は建設工事が全て完了し、先日、22日落成式を行ったこと、園児の現状、また施設の工事完了について建築技師より報告、その他工事の発注状況、病児・病後児保育利用料無料化の範囲を拡大し、第2子から3歳児未満、第3子以降は就学前までについても利用料を無料にすることなどについて報告、説明がありました。

委員より、病児・病後児保育の支援規定があるのを知らない保護者もいる。周知はどのように行っているのか。また、施設を町内につくってほしいとの要望もあるがとの質疑があり、執行部より、入園説明会、PTA会議等で周知している。施設については検討はしているが、今のところ難しい状況であるとの答弁がありました。

また、委員より、病児・病後児保育利用料無料化の対象を全て就学前までにできないのかとの質疑があり、執行部より、現在、施設の難しい。費用面もあり、今後、検討はしたいとの答弁がありました。

また、委員より、早期支援教育センター「たむ」の支援対象年齢について質疑があり、執行部より、義務教育卒業までであるとの答弁がありました。

また、委員より、ことなみ土曜塾について、全町での実施も検討しているとのことであったが、その後はとの質疑があり、執行部より、運営は地域連携協議会で行っており、スクールミーティングの中で全町での実施のアンケートをとった。今後、結果をもとに検討し、PTA、地域と話し合っていくとの答弁がありました。

また、委員より、給食、調理の民間委託の検討はとの質疑があり、執行部より、センター方式は考えていない。給食業務については事業者から提案をいただいて、委託も含めて検討していくとの答弁がありました。

次に、社会教育課より、各種行事報告、町立図書館の利用状況と動く電子絵本の提供が始まったこと、スポーツセンターまんのうの利用状況、まんのう天文台の利用・予約状況と、入場者1,000人達成は9月中になる予想であること、安造田3号墳とモザイク玉について、子ども未来夢基金活用事業では小学校低学年にヘキサスロンを導入することなどの報告を受けました。

委員より、もっと国際交流員を活用して生きた英語教育をすべきではとの質疑があり、執行部より、今は交代したところだが、前任者同様、英会話教室などを行っていききたいとの答弁がありました。

また、委員より、町文化祭、公民館まつりのあり方について質疑があり、執行部より、ことしは町文化祭はかりんまつりと同時にまんのう公園で行う予定であり、初めての試みとして考えているとの答弁がありました。

また、委員より、かりんまつりとの相乗効果が出るように、バスの運行、町民の駐車料金など十分に配慮するようにとの意見がありました。

次に、琴南支所より、内科・歯科両診療所の平成27年度4月から7月の診療状況について、内科は対前年度比で延べ人数93.1%、診療報酬99.4%となっている。また、歯科は件数153.4%、延べ人数165.4%となっているとの報告がありました。

委員より、歯科診療について、今まであった診療報酬額の報告がないのはなぜかとの質疑があり、執行部より、運営については民営化となったためであるとの答弁がありました。

次に、住民生活課長より、行事報告、本年7月末現在の住基人口1万9,430人、世帯数7,418、高齢化率33.79%であること、環境では、本年6月より可燃ごみの週2回収集を行っているが、来年度以降、5月と10月も週2回収集を検討していること、火葬事業では、近年の傾向として会館葬がふえているが、自宅葬は年間30件ほどで底打ちとなっていると思われること、火葬炉工事の状況などの報告がありました。

委員より、火葬炉の工事中だが、火葬の多いときの対応について質疑があり、執行部より、三つのうち一つずつ改修工事を行っており、2炉で対応しているが、1日5件入った場合は、1件は翌日をお願いしている。また、琴平町、善通寺市とは相互協定を結んでおり、いざのときは協定に基づき対応することになるとの答弁がありました。

また、委員より、資源ごみの売却収入金額、住民への還元について質疑があり、執行部より、売却収入は年間700万円ほどであり、現在、ごみ関係の補助金、収集費用に充てている。ごみ収集については多額の経費がかかっており、還元するとなると、その分の財源をほかから賄う必要があるとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、各種事業報告、障害者自立支援給付に関する行政事件訴訟では、7月13日に弁論協議が行われ、今後、9月28日に証人弁論が行われる予定であること、国民健康保険給付の状況、後期高齢者医療の医療の状況、敬老者・敬老訪問など、介護保険の状況、子ども医療費助成事業への移行については、現在の償還払いを現物給付化に向けた検討・調整を行っていること、地域包括支援センター関係では、29年度からの新し

い総合事業に向けた取り組みについて、コーディネーター選任、協議体の設置などの検討を行っていることなどの報告がありました。

委員より、子ども医療費助成事業について、資料によると善通寺市、宇多津町は来年4月から現物化の予定、多度津町、琴平町も来年度中現物化を検討中となっているが、まんのう町は来年4月からできないのかとの質疑があり、執行部より、琴平町、善通寺市とはほぼ同じエリアであり、医師会との調整もある。また、現在、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療では償還払いとなっており、こちらの制度が優先されるため、子ども医療だけ現物化すると、窓口での混乱が予想されるので、調整が必要である。実施に向けて慎重に検討している状況であるとの答弁がありました。

また、委員より、重度心身障害者医療の現物化に慎重な理由はとの質疑があり、モラルハザードの懸念がある。重複受診、コンビニ受診、薬の重複などにより医療費がふえる可能性があるとの答弁がありました。

また、委員より、新しい総合事業の取り組みについて質疑があり、執行部より、協議体とコーディネーターは町内7地区で必要と考えており、現在、課内研究会等で制度調査など準備中であるとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、各種行事・事業報告、特定健診等の受診状況について、子どもインフルエンザ予防接種助成事業（1回につき2,000円助成）を10月より開始すること、かんたんフィットネス、温泉送迎バス、子育て支援つどいのひろば、ヘルパーのそれぞれ利用状況、糖尿病講演会を9月27日に行う予定などの報告がありました。

委員より、ヘルパーの利用者について質疑があり、執行部より、4月、5月は2組の利用者があり、6月、7月は1組の利用であった。産後にヘルパーを利用しているとの答弁がありました。

また、委員より、特定健診の地区割りは柔軟に対処してほしいとの要望があるとの意見があり、執行部より、都合により指定日、指定場所に行けなかった方については、他の日、他の場所でも受けられるよう配慮しているとの答弁がありました。

また、その他について、委員より、マイナンバー制度の周知について、特に高齢者や子供にはしっかりとした説明をとの意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後4時20分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 ただいまの報告で、一部、ちょっと確認させていただきますが、可燃ごみの週2回収集を行っているが、来年度以降、5月と10月もと、現行でもこうなっておりますけども、この点、これは間違いはないんですか。5月から10月ではないんでしょうか。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 現在、6月から9月まで2回収集を行っておりますが、それを前後1カ月ずつ5月から10月にすることも検討していると。

○関洋三議長 そういうことですか。よくわかりました。

以上、これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○関洋三議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月21日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、建設経済関係の所管事務調査、その他であります。

まず、仲南地区の前山公園太陽光発電施設設置現場を、次に災害関係で林道迂り尾多治川線、林道西谷線、町道大川山線、普通河川大井手川の各被災現場を、橋梁関係で町道柞野線の転石橋、町道片岡南1号線の1の169の1号橋の改修予定現場をそれぞれ現地視察いたしました。

その後、第1委員会室におきまして、地籍調査課より、各種会合への出席状況や、本年度調査地区の炭所西字草井坂から宮ノ下までの地元説明会を長炭公民館で行ったこと、平成25年度調査地区の炭所西字前坂から字中須について県知事認証が下り、法務局へ送付したことのほか、地図混乱地区での集団和解にめどがついたことなどについて報告がありました。

次に、産業経済課より、農業委員会関係で定例会等の実施状況報告、農地中間管理事業で借り受け希望は40経営体で110.4ヘクタール、貸し付け希望は71戸、315筆、27.3ヘクタール、8月末のマッチング状況は37案件、139筆、約12ヘクタールとなっているとの報告がありました。

農林振興関係では、第41回全国育樹祭開催準備協議会の開催やひまわりのまちづくり表彰について、商工観光関係では、8月1日のまんのうフェスティバルに約8,000人の参加があったことや、12月から琴南地区で高齢者等買い物支援事業の実施を計画していることの説明がありました。

また、プレミアム商品券の販売実績については、第1次販売で1億4,946万円、2次販売で3,297万円の合計1億8,243万円を売り上げたが、目標の2億円に達していなかったことから、再度、追加販売を8月30日に行うことにしているとの報告がありました。

委員より、農業委員会改選後の町の農業施策の展開方針等について質疑があり、執行部より、今回行った農業委員の研修は基本的な知識の習得を図ったものであり、今後、議会議員との意見交換の場も設けていく予定になっているとの答弁があり、委員より、開催された各種会合の研修内容等についても報告を行うよう意見がありました。

(三好勝利議員退席 午前１０時２９分)

また、委員より、プレミアム商品券について販売目標を達成できないのなら、１人が購入できる上限額の制限を外してはどうかとの意見もありましたが、執行部より、できるだけ多くの人に購入してもらう目的で上限額を設定したもので、条件の変更は考えていないとの答弁でありました。

また、委員より、農地で相続ができないケースがあるため、貸し借りに支障が出ていることから、農地機構に問題を提起してもらいたい。また、県の農産物の海外輸出も視野に入れ、販売促進を図っていくべきであるとの意見がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良・公共土木等の事業進捗状況、ため池の貯水状況、下水道・農業集落排水事業について、また、台風１１号により、農地１５件、水路８件、農道５件、ため池３件、林道２件、町道５件、河川３件が被災したとの報告がありました。

委員より、道路等の改良や維持修繕のための予算を大幅に増額し、住民要望に応えると同時に、地元建設業者のために工事の発注件数をふやしてはどうかとの意見があり、執行部より、対象事業で優先順位をつけ、年度ごとに事業の平準化を図っているが、予算措置等については財政部局と調整を行い、来年度から２割から３割の増額を図っていききたいとの答弁がありました。

(三好勝利議員着席 午前１０時３１分)

また、委員より、急傾斜地崩壊防止対策事業で、国庫補助採択基準では影響する危険家屋が１０戸以上あることが条件であるが、本町では１０軒が連担していることは少ないため、制度の要件緩和を求めていくべきであるとの意見がありました。

また、委員より、町道瓜峰線の台風被災について質疑があり、執行部より、昨年、工事を行った箇所が被災しており、原因は施工したブロック擁壁の基礎部分が谷側に滑ったため、道路面に亀裂が入ったもので、今回は地質調査を行い万全を期したいとの答弁があり、委員より、施工に瑕疵がないのであれば設計会社を変えた方がよいのではないかと意見がありました。

次に、水道課より、水道水の水質は、水道法に定められた検査項目のうち、特に重要な項目については、町独自で水道法より高い基準値を設定して水質管理を行っており、極めて安全性の高い水の給配水が行われていること、有収率も目標値に近づいてきており、今後も漏水対策を初めとした有収率の向上に力を入れること、大向地区の老朽化した石綿管の布設がえ工事について、現地調査の結果、当初の計画より施工量が増加していることが判明したため、落札業者に追加発注する予定であること、台風による濁水のため、地蔵前ダムからの取水を制限したことなどの報告がありました。

また、水道事業広域化関係では、平成３０年４月発足予定の企業団に参加するための条

件として、本町は県の計画どおり四条浄水場を廃止するが、県水を導入することなく全量を自己水源で賄うこと、それにより本町が隣接市町へも水道水の供給者となり得る県とまんのう町の計画が両立でき、かつ、簡易水道事業を統合しても水道料金に大きく影響を与えない、広域化に参加してこそ実現可能となる独自案を作成し、県及び関係市町と折衝を行っているが、最終的には11月開催予定の首長会で決定されとの説明がありました。

委員より、野口浄水場系で山脇地区の有収率が悪いことについて質疑があり、執行部より、地下漏水箇所は特定が難しいが、専門業者に調査を依頼し改善を図っていききたいとの答弁がありました。

また、委員より、水道事業広域化の調整の中で他の自治体はどのような条件をつけているのかとの質疑があり、執行部より、詳細はわからないが、それぞれ条件は出していると聞いているとの答弁があり、委員より、この件については慎重かつ大胆に協議に臨むよう意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後4時30分に委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

休憩をとります。議場の時計で10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○関洋三議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る8月27日午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員、執行部より、町長、副町長、所管課長全員出席のもと、総務常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

まず、総務課より、事業報告、火災・救急出動報告、交通事故発生状況報告、高齢者免許返納者状況、防災出前講座、農業委員会委員選挙結果、若者定住促進事業住宅取得補助金申請状況等について報告がありました。

委員より、高齢者免許返納制度で返納者が優遇を受けられる期間が約１年間で短いため、公共交通網が整備されていない地区では移動に不便を感じている高齢者がいることから、優遇期間を延長すべきではないかとの意見があり、執行部より、制度開始後５年をめどに見直しを行う予定で、あと２年間は現行制度での運用を行っていききたいとの答弁があり、委員より、高齢者の移動手段確保のための有機的な交通網の確保を計画的に行っていくべきであるとの意見がありました。

また、委員より、今回の農業委員会委員の選挙についてポスター掲示や名簿の配布等がなされなかったため、有権者に候補者の情報が伝わらなかったのではないかとの質疑があり、執行部より、農業委員会の委員選挙は公選法が準用されていないため、ポスター掲示や街頭演説等の規制がないことから自由になっている。選管としては告示行為や広報及び行政放送、ホームページでの周知を行ったとの答弁がありました。

また、委員より、防災訓練について個別の地理的条件や予想される災害種別を勘案して、自治会ごとや小エリア内での防災訓練を行うほうが効果的ではないのかとの意見があり、執行部より、防災訓練を実施される自治会等では、毎回、テーマを持って訓練を行っていることから、小規模の訓練も広域での訓練もそれぞれ意義があると考えており、防災士の育成を含め、地域からの防災意識を高めていってもらえるよう繰り返し危機管理の啓発を推進していきたいとの答弁がありました。

次に、税務課より、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税義務者数と調定額について報告がありました。

委員より、国民健康保険の納税義務者数が２，９５８人、前年対比１０３．４％と増加していることについて、企業が雇用者の保険を社会保険から国民健康保険にシフトさせていることが原因なのかとの質疑があり、執行部より、退職者数が増加していることが要因だと考えているとの答弁がありました。

次に、会計室より、平成２６年度まんのう町歳入歳出決算書等を町長に提出し、歳入決算額１６６億４８０万円余、歳出決算額１５３億８，１０５万円余となったこと、また、財政調整基金１０億円を取り崩し、子ども未来夢基金に充てたことなどの報告がありました。

次に、企画政策課より、定住自立圏形成、中讃広域行政事務組合企画協議会、国際交流協会関係の行事報告、出資法人関係でことなみ振興公社と仲南振興公社の第１四半期の実績報告、交通対策関係であいあいタクシーと福祉タクシー券の利用実績報告、人権啓発事業報告、男女共同参画推進事業等についての報告がありました。

また、まんのう町人口ビジョンの素案や地方創生に関するアンケート結果の報告書等の配布がありました。

委員より、道の駅の産直市について、農協の類似店舗開設に伴う影響について質疑があり、執行部より、売上は短期的に見ると減少しているが、直接の影響はないと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、まんのう町人口ビジョンの素案づくりについて質疑があり、執行部より、職員が国が集約した産業構造や人口動態、人の流れなどのデータを集積したビッグデータを利用し、業者に指示を行い作成したとの答弁がありました。

次に、琴南支所より、ことなみサマーフェスタの開催や、そば栽培体験事業等の事業実施報告がありました。

次に、仲南支所より、各行事の開催報告、バス、町民文化ホールの利用者数実績報告、支所周辺整備工事の進捗についての報告がありました。

委員より、マイクロバスの7月の利用者数が前年同期の約半数の563人となっていることについて質疑があり、執行部より、台風の影響でひまわりまつりが中止になったため減少したとの説明がありました。

以上、所管事務調査を行い、午前11時30分に委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

質問者、12番、三好勝利君。

○三好勝利議員 そんなに難しく突っ込んだ質問ではありません。常に言っておるように、交通体系は我々は教民の委員ですから、総務委員さんが審議するようになっております。報告でもありましたが、マイクロバスの多かった、少なかった、これはまたいいでしょう。ただ、前々から言っておるデマンドタクシーの配車、それから運行経路云々について、総務常任委員会が権限を持って、使うのは我々教民の立場が使うんです。弱者が使うんです。その辺でギャップがあるわけです。ですから交通対策云々には、それはJRの偉もんさん、琴電の偉もんさん、周辺の末端の、血管で言ったら末梢血管までをわかっとる人がいないわけです。ただおざなりにJRがどうじゃろ、琴電がどうじゃろ、琴参バスがどうじゃろ、大きな枠だけの議論です。そういう中で、総務委員さんから、そういう質問があったか、ないか、前にもお願いしました。使うのは、我々、教育民生の弱者が使うんです、ほとんど。その辺の総務での話が出たかどうか、ちょっとお願いします。

○関洋三議長 答弁、総務委員長。

○松下一美総務常任委員長 ただいまの三好議員さんの質問でありますけど、できるだけ委員会において、その趣旨に沿ったお願いをしております。しかし、今回については、そこまでの突っ込んだ話はなかったかと思っておりますけど、できるだけ次回開催の総務委員会では取り上げていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○関洋三議長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 8 認定第 1 号 平成 26 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 2 号 平成 26 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 3 号 平成 26 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 4 号 平成 26 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 5 号 平成 26 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 認定第 6 号 平成 26 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 認定第 7 号 平成 26 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 認定第 8 号 平成 26 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16 認定第 9 号 平成 26 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 17 認定第 10 号 平成 26 年度まんのう町水道事業会計決算認定について

○関洋三議長 日程第 8、認定第 1 号 平成 26 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、次、日程第 9、認定第 2 号 平成 26 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、次、日程第 10、認定第 3 号 平成 26 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、次、日程第 11、認定第 4 号 平成 26 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、次、日程第 12、認定第 5 号 平成 26 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について、次、日程第 13、認定第 6 号 平成 26 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、次、日程第 14、認定第 7 号 平成 26 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、次、日程第 15、認定第 8 号 平成 26 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、次、日程第 16、認定第 9 号 平成 26 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、次、日程第 17、認定第 10 号 平成 26 年度まんのう町水道事業会計決算認定について、以上、認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 案件について、会議規則第 37 条により、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま、一括上程されました認定第 1 号から認定第 10 号、10 件の概要説明を申し上げます。

まず、認定第 1 号の一般会計につきましては、歳入決算額が 111 億 115 万 283 円、

歳出決算額が１００億３，１３５万３２円となったことから、歳入歳出差し引き残額は１０億６，９８０万２５１円で、翌年度へ繰り越すべき財源の１億４，７９２万４，０００円を差し引いた翌年度への繰越額は９億２，１８７万６，２５１円でございます。このうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入金はございません。

また、年度末地方債残高は１１６億４，３８０万２，０００円で、前年度比４億６，１２４万５，０００円の増となっております。理由といたしましては、幼稚園施設整備事業等に係る教育債の借入額が前年度と比べて５億４，３７０万円ふえたためであります。

特別会計全般の地方債残高につきましては、起債の償還終了及び地方債発行額の減少により、前年度に比べて２億５，８６０万３，０００円の減となっております。

次に、認定第１０号の水道事業において、平成２６年度の給水人口は１万１，４７０人、給水戸数３，８２１戸、年間総配水量１３５万７，０００トン、年間総有収水量１１７万５，０００トンで、有収率は８６．６％となりました。決算状況は収益的収支において純利益が２，０８３万９，８９５円となり、資本的収支において生じた資金不足は損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填をしました。

認定第１号から認定第９号までは地方自治法第２３３条の３、認定第１０号については地方公営企業法第３０条の４の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

なお、地方自治法第２３３条の５の規定により、主要施策の成果報告書をあわせて提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

要点説明につきましては、会計管理者及び水道課長より説明を行わせますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 開会管理者、仁木正樹君。

○仁木会計管理者 ただいま、上程いたしました認定第１号から第９号のうち、町長から御説明を申し上げました一般会計を除いた特別会計につきまして、決算額を読み上げ報告とさせていただきます。

それでは、２０７ページをお開きください。

認定第２号 平成２６年度まんのう町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算でございます。

歳入決算額２２億８，３６６万６，７８４円、歳出決算額２２億７，４４３万６，５６４円、歳入歳出差し引き残額９２３万２２０円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、翌年度へ繰越額９２３万２２０円となります。

歳入については、昨年度より約３．９％の減、歳出においては約３．４％の減となっております。

次に、２５５ページをお開きください。

平成２６年度まんのう町国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）歳入歳出決算でございます。

歳入決算額 3, 364 万 1, 125 円、歳出決算額 3, 364 万 1, 125 円、歳入歳出差し引き残額ゼロ円、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額ともにゼロ円となります。

歳入歳出ともに昨年度より約 11.9%の増となっております。

275 ページをお開きください。

認定第 3 号 平成 26 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額 2 億 5, 567 万 9, 340 円、歳出決算額 2 億 4, 605 万 4, 908 円、歳入歳出差し引き残額 962 万 4, 432 円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、翌年度へ繰越額 962 万 4, 432 円となります。

歳入については、昨年度より約 0.18%の減、歳出は約 0.79%の減となっております。

297 ページをお開きください。

認定第 4 号 平成 26 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額 23 億 5, 114 万 2, 194 円、歳出決算額 22 億 3, 355 万 2, 877 円、歳入歳出差し引き残額 1 億 1, 758 万 9, 317 円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、翌年度へ繰越額 1 億 1, 758 万 9, 317 円となります。

歳入については、昨年度より約 3.2%の増、歳出は約 0.20%の増となっております。

345 ページをお開きください。

認定第 5 号 平成 26 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額 6, 451 万 1, 534 円、歳出決算額 6, 236 万 25 円、歳入歳出差し引き残額 215 万 1, 509 円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、翌年度へ繰越額 215 万 1, 509 円となります。

歳入については、昨年度より約 17.2%の減、歳出は約 3.1%の減となっております。

369 ページをお開きください。

認定第 6 号 平成 26 年度簡易水道特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額 2 億 3, 384 万 8, 676 円、歳出決算額 2 億 2, 239 万 4, 940 円、歳入歳出差し引き残額 1, 145 万 3, 736 円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、翌年度へ繰越額 1, 145 万 3, 736 円となります。

歳入については、昨年度より約 4.8%の減、歳出は約 9.4%の減となっております。

393 ページをお開きください。

認定第 7 号 平成 26 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額 1 億 8, 616 万 2, 744 円、歳出決算額 1 億 8, 403 万 3, 838 円、歳入歳出差し引き残額 212 万 8, 906 円、翌年度へ繰り越すべき財源 164 万 3, 000 円、翌年度へ繰越額 48 万 5, 906 円となります。

歳入については、昨年度より約 2.1%の増、歳出は約 2.5%の増となっております。

419 ページをお開きください。

認定第 8 号 平成 26 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額 3,482 万 6,240 円、歳出決算額 3,305 万 5,492 円、歳入歳出差し引き残額 177 万 748 円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、翌年度へ繰越額 177 万 748 円となります。

歳入については、昨年度より約 15.6%の増、歳出は約 20.5%の増となっております。

439 ページをお開きください。

認定第 9 号 平成 26 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額 6,017 万 6,631 円、歳出決算額 6,017 万 6,631 円、歳入歳出差し引き残額ゼロ円、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額ともにゼロ円でございます。

歳入、歳出ともに昨年度より約 1.2%の増となっております。

最後に、455 ページからは財産に関する調書でございます。

なお、執行内容等詳細につきましては、付託予定の予算決算特別委員会におきまして、担当課長から御説明申し上げます。

以上、御審議いただき、御認定のほどよろしくお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

○関洋三議長 次、水道課長、天米賢吾君。

○天米水道課長 それでは、認定第 10 号 平成 26 年度まんのう町水道事業会計決算の概要について説明をさせていただきます。

認定書 10 号から 4 枚目の決算報告書の 1 ページをおあけください。

まず、収益的収入及び支出であります。収入において、第 1 款水道事業収益において決算総額が 3 億 2,534 万 8,107 円、内訳としまして、第 1 項営業収益が 2 億 4,904 万 7,279 円、第 2 項営業外収益が 7,630 万 828 円であり、税抜きの決算総額につきましては 3 億 782 万 9,721 円となっております。

続きまして支出であります。第 1 款水道事業費用におきまして決算総額が 2 億 9,305 万 4,935 円、内訳としまして、第 1 項営業費用が 2 億 6,681 万 532 円、第 2 項営業外費用が 2,469 万 1,758 円、第 3 項特別損失が 155 万 2,645 円であり、税抜きの決算総額は 2 億 8,698 万 9,826 円となっております。

なお、損益計算上におけます収支差し引き決算額は 2,083 万 9,895 円の純利益となっております。

続きまして裏面 2 ページ、資本的収入及び支出であります。収入であります。第 1 款資本的収入におきまして決算総額が 3,363 万 7,000 円、内訳としまして、第 3

項補助金が3,322万4,000円、第5項負担金が41万3,000円であります。

続きまして支出としまして、第1款資本的支出において決算総額が1億1,315万7,388円、内訳としまして、第1項建設改良費が4,725万8,726円、第2項企業債償還金が6,589万8,662円であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額7,952万388円につきましては、消費税資本的収支調整額で350万646円及び当年度分損益勘定留保資金で7,601万9,742円で補填をいたしました。

以上、御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

質疑に入る前に、監査委員が議場におられますので、審査の報告をお願いいたします。

監査委員、三好勝利君。

○三好勝利監査委員 監査の結果報告をいたします。

認定第1号から第10号の決算審査報告。

決算審査の報告を申し上げます。地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成26年度まんのう町一般会計歳入歳出決算、同年度各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算並びに基金の運用状況を審査した結果を御報告申し上げます。

去る8月19日、町役場におきまして、増田代表監査委員と私で決算の審査を行いました。

審査は、決算書、関係帳簿、証拠書類により行いました。

審査の結果につきましては、審査に付された歳入歳出決算及び書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。

決算の計数につきましても、関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを認めました。

また、基金の運用についても、適正な運用がなされていることを認めました。

ただし、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業に関しては、早急な解決を図られたい。

また、建物などの維持管理については、毎年、多額の予算で執行されている中、一部問題となる事項があった。指摘事項として、道の駅「空の夢もみの木パーク」仲南産直市屋外トイレにおいて専門業者に委託しているが、清掃内容に問題があるため、速やかに改善を図られたい。

以上で、決算審査の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、審査報告を終わります。

これより、認定第1号から認定第10号までの10案件に対しての質疑に入ります。

本案件は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第10号までの10案件は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第18 議案第1号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第18、議案第1号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号 まんのう町個人情報保護条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、所要の改正を行う必要があることから、本町が保有する特定個人情報について適正な取り扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止を実施するための規定の条例改正案を提出するものでございます。

条例改正の概要は次のとおりでございます。

第2条では、定義として、当該条例の個人番号、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報は番号法に基づいている旨を申し上げます。

第7条では、利用及び提供の制限として、実施機関は保有特定個人情報以外の保有個人情報をみずから利用し、または提供してはならないとしています。

また、7条の2では、利用目的以外の目的のために、保有特定個人情報をみずから利用してはならないとしています。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、同意があれば利用することができるが、第三者の利益が不当に侵害される場合はこの限りでないとしています。

第8条では、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求として、保有個人情報を実施機関以外の者に提供する場合は、利用の目的や方法の制限、必要な制限を付し、安全確保の措置を講ずることを求めるとしています。

第14条では、開示請求権として、自己を本人とする場合、未成年者または成年被後見人の法定代理人、ただし本人が15歳以上であれば、本人の同意を得れば保有個人情報の開示の請求をすることができるとしています。

第23条の事案の移送としては、改正で情報提供等記録を除くとしております。

第36条1の保有個人情報の利用停止請求権としては、改正で保有個人特定情報は除くとしており、新たに36条2では、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人にかわって利用停止の請求をすることができるとしています。

次に、36条の2では、新たに保有特定個人情報の利用中止請求権として、適法に取得されたものでないとき等が追加されました。

46条の他の制度との調整では、改正によって保有特定個人情報は除くが追加されまし

た。

47条の個人情報保護審査会では、改正で番号法27条の規定による特定個人情報保護評価に係る点検を行うとしております。

以上、まんのう町個人情報保護条例の一部改正についての概要説明とさせていただきます。

なお、本条例は平成28年1月1日から施行するとして、7条の追加改正規定に係るところは平成27年10月5日から施行といたします。

御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 個人情報保護法が施行されて、地域の助け合いとか相互扶助、そうした分野では非常に影響がありました。私は学生時代に合宿に行って、風呂から出て、着がえているときに、隣の女風呂から助けを求める声がありました。ちゅうちょしたんですけども、女の人の浴槽に入ってた助け出す手伝いをいたしました。この経験に照らしまして、第7条、2ページを見てください。実施機関は法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために個人情報をみずから利用し、または提供してはならないとある。第7条は、法令に基づく場合は、利用目的以外に個人情報を使ったり提供してよろしいと書いてあるわけです。この法令に基づく場合というのを、総務課長、法令係としてよくよく調べて、総務委員会に説明してくださるようお願いします。こういう場合は個人情報を提供していいんだと、目的外使用が許されるんだと、ここの研究をお願いしたい。職員に周知徹底していただきたい。一人一人の職員が個人情報保護を厳格に運用したときに、みずからの責任は軽いように思いますが、実はそうではない。第7条の2で、個人情報目的外使用はいかんのぞと書いてます。その2において、前条の規定にもかかわらずとある。実施機関は人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、本人の同意があつたらそれはかまんですよ、または本人の同意を得ることが困難であるときはとある。同意は得られなくても、得るのが難しいときはとある。利用目的以外の目的のために保有情報、個人情報を利用することができるとある。これを職員に徹底して、解釈、運用、末端で住民と接するときに工夫していただきたい。総務委員会でもここを議論していただきたいということでもあります。

それから、7条の4、特定個人情報の提供の制限とある。いかんのぞと書いてある。実施機関は番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。各号のとおりにやったら、特定個人情報を提供していいわけです。この同じように調査、研究、職員への徹底をお願いしたいです。

法律というのは原則論があって、例外規定があって、その例外規定の運用を弾力的、現

実に合うように解釈することが大事だと思います。文言だけで解釈してはならない。文理解釈の上に趣旨、目的に沿った目的論解釈で、個人情報保護法において生命、財産とか、公益性が極めて高い場合には提供していいことがあると、これを周知徹底して柔軟な運用をされる役場になることを目指していただきたい。

私は、一瞬、ちゅうちょいたしました。今、女風呂に入り、女の人を抱きかかえたことを後悔はしておりませんし、誰からも非難を受けておらないことをつけ加えます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○関洋三議長 答弁、齋部総務課長。

○齋部総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

今回の条例、なかなか難しいところもあるわけですが、先ほど言われましたように、第7条の取り扱いでございます。7条におきましては、法令等に基づく場合には可能という話があります。この法令に基づくところを、総務委員会の中には、もう少し具体的な話をさせていただきたいと思っております。

また、先ほど申されましたように、この中には、2条にもありましたように、特定個人情報という表現の言い方と、7条の2からは、保有特定個人情報という表現があります。この保有特定個人情報というのは、実施機関の職員、行政が職務上作成をして取得した情報、組織的に利用しているものというような言い方になってまいります。行政の中で業務をしながら個人の情報を取得しているもの、その部分の取り扱いについての考え方がちょっと含まれておりますので、このあたりも総務委員会の中でお話をさせていただければというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 今のところ、個人情報漏えいにおいて重大なトラブルというのは、格別に大きな責任を問われたり、損害賠償請求というのも起きていません。大抵は陳謝で済んでおると。地域社会の人たちと、この解釈の安定した理解があれば、もめることはないわけです。こうしたことが婦人学級や自治会長会とかというところを通じて、役場の運営姿勢が伝われば、穏当にいくんだろうと思います。要は訴えられなければ大丈夫ということで、住民との解釈、運用の水準をそろえていくと。住民への啓発も大事なんだということをお願いしておきたいと思います。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 1番の質問を終わります。

続いて、質問者、12番、三好勝利君。

○三好勝利議員 これも先ほどの質問と同じで、総務委員さんが十分審議していただけると。特に、これは本当に掘り下げて、掘り下げて、十分審議いただきたい。我々、教民の立場の弱者が恐らくこれにまたひっかかってくると思います。

例えば、一般で言う我々のような、町へ行って、地図をくれといえ、全部白紙やと。片方、宅急便の人はみんな持っている。こういうことにならないように、ぜひとも行政で発行したものを、全部民間がキャッチして、それを市販で売り買いする。恐らくこれも

そういうものが出てくるでしょう。ですから金融機関なんかでたくさんある人は、我々みたいなのは大丈夫ですけど、ある方は、結局、いろんな問題が起きてくると思います。そういうのを時間をかけて十分審議していただいて、納得して、弱者や一般の方にしわ寄せが来ないように、簡素化になるのは結構です。それを十二分をお願いしておきます。総務委員長、十分をお願いしておきます。

○関洋三議長 答弁、総務課長。

○齋部総務課長 三好議員さんの御質問にお答えいたします。

個人情報保護法というのは、これも先ほどからのお話ですが、どこまでが境で、どこからがいいのか、どこからがだめなのかというのが、なかなか皆さんわかりにくいところがございます。基本的にこの言葉のとおり、個人の情報については、プライバシーのことが絡んでまいりまして、行政のほうでは法令に基づいてのことしかお伝えすることができません。その中で、先ほど少し申されましたが、地図情報等の話は一般的に出ていますので、これは御相談いただければ、その人のおうちがどこだというような話は、その人の住所等を住民の方が御存じの上であれば、これは特に問題ないというふうに考えております。何もない状態でとなりますと、これはちょっと個人情報に抵触しますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、12番、三好勝利君。

○三好勝利議員 これは付託案件ですので、掘り下げた質問はしません。ただ、さっきも言ったように、幾ら行政が隠しても、民間は知っておる。それが結局は問題になるから、そこは十分に審議して、ネットをかけてというのは、私のお願いです。十分をお願いしておきます、それは。以上です。

○関洋三議長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ないようでしたら、これをもって質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第19 議案第2号 まんのう町手数料条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第19、議案第2号 まんのう町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程いたしました、議案第2号 まんのう町手数料条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

平成25年5月に公布されましたマイナンバー法の施行により、本年10月5日から住民にマイナンバーを通知するための通知カードが送付され、来年1月から顔写真付きの個人番号カードの交付が始まります。もちろんどちらも交付手数料は無料であります、こ

これらのカードを紛失し、再発行する場合の交付手数料を本議会において定めるものであります。

詳細につきまして担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 住民生活課長、森末史博君。

○森末住民生活課長 ただいま、町長から提案されました議案第2号について御説明申し上げます。

マイナンバー制度が10月5日からスタートし、平成28年1月から、順次、年金などの社会保障、税、災害対策の行政手続に個人番号の利用が開始されます。

この制度実施におきまして、住所、氏名、生年月日、性別の4項目と、12桁のマイナンバーが記載された紙製の通知カードが全ての住民に配布されます。この通知カードには、顔写真がついてないため本人確認に使用できず、本人確認の際は運転免許証等が必要になります。

そして、通知カード発行後に個人番号カードを申請いただければ、通知カードの記載内容のほか、顔写真がついてICチップを埋め込んだプラスチック製の個人番号カードが発行されることになります。この個人番号カードは本人確認に使用できますし、公的個人認証サービスも受けられるものでございます。

もう少しカード発行の流れを説明しますと、10月5日以降に住民票を持つ全ての皆様に、地方公共団体情報システム機構からマイナンバーを通知するための紙製の通知カードが簡易書留で郵送されます。住民の中で顔写真がついた個人番号カードの交付を希望する方は、システム機構に申請をしていただきますと、個人番号カード・電子証明書発行通知書が町役場を通じて送付されます。平成28年1月以降に町役場でこの交付通知書などと引きかえに個人番号カードの交付が受けられることになるわけでございます。

次に、本議案で改正いたします交付手数料についてでございますが、通知カードと個人番号カードの初回交付手数料は、どちらのカードも国が費用負担するため無料になります。しかし、紛失や盗難等の理由によりカードの再交付を受ける際の交付手数料につきましては、個人負担の原則から有料となります。

議案をごらんいただきますと、手数料条例の一部を改正する条例の第1条で、通知カードの再交付手数料を500円と定め、平成27年10月5日からの施行といたしております。

同じく第2条では、個人番号カードの再交付手数料を800円と定め、かわりに平成28年1月から新規発行しなくなります住民基本台帳カードの発行手数料を廃止するものとし、平成28年1月1日からの施行といたしております。

ただし、個人番号カードの再発行をする際には、e-Taxなどに使用されている公的個人認証サービスの署名用電子証明書や、今後、展開されますマイナポータルの利用者証明用電子証明書を搭載する方は、その手数料として200円をシステム機構に支払うこととなります。町の手数料800円と合わせて1,000円を町のほうで支払うということ

になります。

なお、それぞれの再交付手数料の額については、総務省から示された基準額としております。周辺市町でも同様の額となる予定になっております。

次に、皆様からマイナンバー制度は個人情報漏えいの心配はないのかという御不安をいただくことがあることから、個人情報の安全性という面につきまして御説明をいたします。

本町で使用するネットワークは、基幹系と言われる住民記録や税・福祉情報の業務を取り扱うネットワークと、情報系と言われるメールやグループウェア、各課が作成する電子文書を管理するネットワークに分かれております。

基幹系ネットワークは、中讃広域行政事務組合としかつながっておらず、マイナンバー制度の運用もこの基幹系ネットワークを利用する予定でございます。

情報系ネットワークにつきましては、インターネットに接続しており、メールのやりとりや外部のホームページ等が閲覧できるようになっております。

この二つのネットワークは理論的に分離されており、お互いの情報をやりとりすることはできません。基幹系ネットワークは外部との通信ができない仕組みとなっていることから、マイナンバー制度開始に伴う個人情報の漏えいはないというふうに考えてございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に入る前に休憩をとります。午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第20 議案第3号 まんのう町道路線の変更について

○関洋三議長 日程第20、議案第3号 まんのう町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号 まんのう町道路線の変更についての提案理由を説明申し上げます。

路線の変更については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの

でございます。

路線名、町道平野 3 号線については終点区域が変更され、当初終点地番炭所西字上平野 1 3 9 番 1 地先から 1 8 8 番地先、延長 6 0 6 . 9 メートルであったものが、延長 5 1 0 . 6 メートルとなり、約 9 6 メートル短くなります。この廃止された箇所については、土地改良事業の集落営農推進生産基盤整備事業で幅員 4 メートルに改修される予定になっております。

次に、路線名、町道追上中筋線 1 号の変更についても終点区域が変更され、当初終点地番追上字北側 5 5 1 番地先から 5 1 6 番 2 地先、延長 2 6 7 . 3 メートルであったものが、変更後 1 7 0 . 2 メートルとなり、約 9 7 メートル短くなります。この廃止された箇所については、県営中山間地域総合整備事業農業集落道工事において幅員 5 メートルに改修される予定となっております。

位置、場所については別紙のとおり図面を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 3 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 2 1 議案第 4 号 まんのう町道路線の廃止について

○関洋三議長 日程第 2 1、議案第 4 号 まんのう町道路線の廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 4 号 まんのう町道路線の廃止についての提案理由を説明申し上げます。

路線の廃止については、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

路線名、町道久保線は、延長 1 , 3 9 2 . 1 メートルを廃止するものです。この廃止された久保線については、土地改良事業として集落営農推進生産基盤整備事業において幅員 4 メートルに改修される予定となっております。

次に、路線名、町道五毛線については、延長 5 7 4 . 6 メートルを廃止するものでございます。この廃止された五毛線については、単独県費補助土地改良事業において幅員 4 メートルに改修される予定となっております。

次に、路線名、町道追上宮前線につきましては、延長 276.1 メートルを廃止するものです。この廃止された追上宮前線につきましては、県営中山間地域総合整備事業集落道の先線として土地改良事業において幅員 5 メートルに改修される予定になっております。

位置、場所については、別紙として図面を添付しておりますのでお目通しいただきたいと思います。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質問者、10 番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 町長の説明で理解はできたんですけども、新設と改廃と両方の提案でしたけど、廃止についてだけ質問いたします。

説明の中で、全部中山間地域の部分で変更があるということでしたんですけども、地元住民に対してどういう説明をして、了解を得てくれとは言いませんけれども、やはりそれらについては経過を受益者なり地元住民に説明するべきでないかという気がしますんで、その辺だけちょっと回答願えますか。これからの時代、なるべく一方的でなしに、こんな方向になりますよという説明をするのが行政の義務でないかと私は思ってますので、質疑しました。

○関洋三議長 答弁、担当課長、建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 藤田議員さんの御質問にお答えをいたします。

町道路線の廃止につきましては、その内容について、関係する自治会に御説明申し上げ、御理解はいただいております。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ほかに質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 4 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 22 議案第 5 号 字の区域の変更について

○関洋三議長 日程第 22、議案第 5 号 字の区域の変更についてを議題といたします。

提出から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 5 号 字の区域の変更についての提案理由を説明申し上げます。

字の区域の変更については、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別紙、字界変更調書をごらんください。

まんのう町大口字土器に編入する区域として、まんのう町大口字宮西３６４番１に隣接する道路、水路である町有地の全部を大口字土器に編入するものであります。

この字の区域の変更を必要とした理由として、土地改良法第８５条第１項の規定により、仲多度郡まんのう町大口において、県営中山間地域総合整備事業まんのう地区圃場整備事業大口地区を施工したことに伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったため、新字界を定めるものであります。

位置、場所については図面を添付しておりますので、参照いただきたいと思います。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第５号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第２３ 議案第６号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて

○関洋三議長 日程第２３、議案第６号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第６号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

御承知のとおり、本町は満濃中学校の改築に関連する各種業務の実施につきまして、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業としてＰＦＩ手法による事業契約を平成２３年８月３０日に締結し、現在、事業の実施をしているところでございます。

この事業契約による事業の実施内容について、私は第三者による監視が必要であると考え、事業を開始した平成２３年度から個別外部監査を実施してまいりました。

昨年の監査においては、一昨年の監査の指摘事項に対してＳＰＣがおおむね真摯に対応できていることや、施設の維持管理状況も問題なく、また、図書館運營業務及び地域開放運營業務に対する利用者の評価が高く、問題なく遂行されていると評価されました。

一方で、報告書の様式の簡素化等を通じ業務の効率化を図ること、図書館所有の電子書籍端末の利用促進の施策の検討を行うことなどの指摘を受けました。

これらの指摘事項に対しまして、事業者と協議または申し入れを行い、利用者にとって

利用しやすい施設の運営に臨んでいるところでございます。

本年度につきましても、総括マネジメント業務を初め、維持管理業務、図書館運営業務、体育館運営業務などの実施が要求水準にのっとり適正に行われているかどうかの監査を個別外部監査として実施いたしたいと考えており、去る 7 月 16 日に本町監査委員に対し個別外部監査にて監査を実施することを求め、7 月 22 日付で個別外部監査が相当であるとの回答をいただいております。

このことから、本日、地方自治法第 252 条の 4 第 4 項により準用される同法第 252 条の 39 第 4 項の規定により、官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査を実施することについて、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 6 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は委員会付託を省略することを決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 6 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号は可決されましたので、ここで手続上、執行部から監査委員への意見聴取が必要なため、午後 1 時 35 分まで休憩いたします。

休憩 午後 1 時 14 分

再開 午後 1 時 35 分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

監査委員の監査にかえて、個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見に

つきましては、お手元に配付しております。

日程第 2 4 議案第 7 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について

○関洋三議長 次、日程第 2 4、議案第 7 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 7 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本町が実施しております P F I 事業のまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業は、25 年間の長期契約により実施する事業のため多くの業務があり、それぞれ専門的な理解を深めなければ監査の実施が難しいことから、昨年度に引き続き、本町が適切に監査を行える監査人であると認めた、高松市藤塚町 1 丁目 2 番 1 号、三和会計事務所に所属の税理士、米田守宏氏と、来年 3 月末までの委託業務として、消費税込みの 384 万円にて個別外部監査契約を締結しようとするものでございます。

なお、このことにつきましては、本町監査委員より妥当であるとの意見をいただいております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

質問者、1 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 この提案の趣旨には全く賛同しておって、米田税理士、三和会計事務所からの監査の今までの報告は立派なもので有益だったと思います。

ただし、私はちょっと、昨年、議席を得たばかりで、この契約書を見た記憶がないし、三和会計事務所がどのような仕事の実績があり、米田税理士がどのような経歴であるかちょっと見ていないので、それを後で結構ですから見せていただきたい。契約を結ぶ上では、相手の正体を突きとめずに承認するということはできないので、信用はしておるわけですが、そういう手続を踏んでももらいたいということが第一点。

それから、384 万円というのは大きなお金で、最初はこうやって全般を監査したらいいんだろうと思います。しかし軌道に乗ったと見れば、ことは維持管理、ことは委託契約している先との運用とか、3 年とか 4 年に分けて 1 件の契約をするような運用を、今後、考えていただきたいと思います。それをするとちょっと節約できる。毎年、わかり切ったことをせんでええんじゃないか、そんな運用も現実に即して考えていただきたいということです。

もう一点は期間であります。監査というのは、お互いに緊張感があつたほうがいいわけ

で、同じところと何年も長期的に継続するのはいかなものかと。この先において、なれ親しみ、施設をわかっているところがすることはいいわけなんですけれども、監査みたいな仕事は、ある年限でどこかに移るというふうなことも先に視野を置いていただきたいということでもあります。

P F I 契約にのつとる事業運営ができているかどうかをチェックするんだろうと思います。しかし、P F I 契約を外から拘束している地方自治法体系や町の会計規則、契約規則があるわけでありまして、公法体系も視野に入れた監査を行うということを具体的に指示していただきたい。

それから、こっちの監査の眼目、重点的にここをやってくれという指示もしてもいいんじゃないか。任せきりの監査はよくないということを御提言申し上げて、監査委員さんにお任せするわけですから御返事は結構ですが、御意見を陳述させていただきます。以上でございます。

○関洋三議長 意見の陳述ではありませんので、ちょっと質疑だけにとどめていただきたいというふうに思います。

また、P F I 特別委員長でもありますので、そういうときに提案いただき、御審議いただいたらいいんじゃないかと思いますが。

○竹林昌秀議員 契約の締結のときに発言するのが一番いいんだろうと思っております。契約の運用について注文をつけさせていただいたわけで、先のことを申し上げたわけです。委託契約とか指定管理者にしたら、もう任せきりというのが多くて、約束どおりやっているかどうかを常に目を見張り、見に行くという運用体制を期待するものであります。それに基づいて賛同を申し上げることに全く御異議はございません。以上でございます。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 8 号 平成 2 7 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 2 号

○関洋三議長 日程第 2 5、議案第 8 号 平成 2 7 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 2 号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 8 号 平成 2 7 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 2 号につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正については、3 ページから 4 ページの第 1 表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 億 3, 9 4 2 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 6 億 5, 6 2 5 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 条の地方債の補正は、5 ページの第 2 表をごらんください。

これは起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加分を記載いたしております。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

9 ページをお開きください。

第 1 2 款分担金及び負担金は 1, 2 6 3 万 2, 0 0 0 円の増額です。これは農地農業用施設災害復旧費分担金の追加によるものでございます。

1 0 ページをお開きください。

第 1 3 款使用料及び手数料 2, 0 0 0 円の増額は、第 2 項手数料、第 1 目総務手数料の増額によるものでございます。

1 1 ページをごらんください。

第 1 4 款国庫支出金 7, 7 7 9 万 5, 0 0 0 円の増額は、第 2 項国庫補助金、第 1 目総務費国庫補助金において、地域住民生活等緊急支援のための交付金を 1, 0 0 0 万円、個人番号カード交付事業費補助金を 6 8 4 万 1, 0 0 0 円、個人番号カード交付事務費補助金を 6 1 万 8, 0 0 0 円新規追加計上いたしております。

第 2 目民生費国庫補助金において、臨時福祉給付金事業費補助金を 2 4 0 万円追加し、第 5 目教育費国庫補助金において、小中学校における理科教育設備整備費等補助金を県費からの振りかえにより 9 3 万 6, 0 0 0 円追加計上し、さらに、第 6 目災害復旧費国庫補助金において、現年度道路橋梁及び河川災害復旧費補助金を合わせて 5, 7 0 0 万円追加計上するものでございます。

12ページをお開きください。

第15款県支出金は4,476万5,000円の増額です。

これは、第2項県補助金、第2目民生費県補助金において、特別弔慰金支給事務交付金を7万1,000円新規追加計上、第4目農林水産業費県補助金において、新規就農・農地集積事業補助金を772万円増額いたしております。また、第7目教育費県補助金において、理科教育設備整備費等補助金を国庫補助金に振りかえるため93万6,000円減額し、第9目災害復旧費県補助金において、農地農業用施設災害復旧費及び林道災害復旧費補助金を合わせて3,755万円増額するものでございます。

13ページをごらんください。

第18款繰入金6億650万円の増額は、減債基金繰入金の追加計上によるものでございます。

14ページをお開きください。

第19款繰越金1億4,328万1,000円の増額は、前年度繰越金です。

15ページをごらんください。

第20款諸収入15万2,000円の増額は、その他雑入の追加によるものでございます。

16ページをお開きください。

第21款町債は5,430万円の増額です。これは、第1項町債、第9目災害復旧事業債において、農地農業用施設、林道、道路橋梁及び河川災害復旧事業の財源として、合わせて5,430万円追加したことによるものです。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

17ページをごらんください。

第1款議会費は420万7,000円の減額です。これは、第1項議会費、第1目議会費において、報酬及び手当等を420万7,000円減額することによるものです。

18ページをお開きください。

第2款総務費は2,435万8,000円の増額です。これは、第1項総務管理費、第8目交通安全対策費において、交通安全施設整備工事設計委託料12万1,000円及び交通安全施設整備工事費160万円を増額し、第19目地域住民生活等緊急支援交付金事業費において、キッズヘキサスロン導入事業委託料を1,238万9,000円新規追加計上、さらに、第3項戸籍住民登録費、第1目戸籍住民登録費において、通知カード・個人番号カード関連事務交付金など1,024万8,000円の増額によるものでございます。

19ページをお開きください。

第3款民生費は1,092万2,000円の増額です。これは、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費において、社会福祉管理費を7万1,000円増額し、第7目臨時福祉給付金給付費において、扶助費等を249万9,000円増額、さらに、第2項児童福

祉費、第1目児童福祉総務費において、児童福祉管理費を36万円、少子化対策費を150万円増額し、第2目保育所費において、修繕料等を649万2,000円増額するものでございます。

20ページをお開きください。

第6款農林水産業費は2,781万5,000円の増額です。これは、第1項農業費、第3目農業振興費において、農業振興事業費を1,360万円、米政策改革支援事業費を19万5,000円、中山間地域等直接支払制度事業費を145万円それぞれ増額、また、第5目農地費において、土地改良事業費を675万円増額、さらに、第2項林業費、第2目林道事業費において、修繕料を582万円増額するものでございます。

21ページをごらんください。

第7款商工費は262万7,000円の増額です。これは、第1項商工費、第2目観光費において、公園施設管理費の修繕料及び委託料合わせて262万7,000円を増額するものでございます。

22ページをお開きください。

第8款土木費は5,142万円の増額です。これは、第2項土木管理費、第2目道路橋梁維持費において、維持修繕事業費を合わせて4,826万8,000円増額し、第3項河川費、第3目河川改良費において315万2,000円増額するものでございます。

23ページをお開きください。

第10款教育費は1,522万3,000円の増額です。これは、第1項教育総務費、第2目事務局費において、早期支援教育センター整備事業費等を231万6,000円増額し、第2項小学校費、第1目学校管理費において、小学校管理運営費の修繕料等を923万5,000円増額、第4項幼稚園費において、第1目幼稚園費で幼稚園管理運営費を合わせて49万2,000円増額、さらに、第5項社会教育費、第1目社会教育総務費において、少年教育事業費の賃金を120万円増額、第2目公民館費における公民館施設管理運営費を198万円増額しています。

なお、小・中学校費における第2目教育振興費につきましては、県支出金から国庫支出金へ特定財源の振りかえでございます。

24ページをお開き下さい。

第11款災害復旧費は2億476万9,000円の増額です。これは、第1項農林災害復旧費において、現年度の農地農業用施設災害復旧事業費として5,338万8,000円、林道災害復旧事業費として2,404万円追加計上し、第2項土木災害復旧費、第1目公共土木施設災害復旧費において、土木災害復旧事業費として1億2,734万1,000円を増額するものでございます。

25ページをごらんください。

第12款公債費の補正は、第1項公債費、第1目元金において、長期償還元金を5億8,230万円増額し、第2目利子において、長期償還利子を2,420万円増額するもので

ございます。

なお、26 ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上、議案第8号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第26 議案第9号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号

○関洋三議長 日程第26、議案第9号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号につきまして御説明申し上げます。

27 ページをお開きください。

第1条第1項の直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の補正については、29 ページの第1表をごらんください。

直営診療施設勘定内科の予算額に歳入歳出それぞれ257万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,167万円とするものでございます。

事項別明細書33 ページをお開きください。

歳入では、第6款繰入金、第2項基金繰入金のうち診療所管理運営事業基金繰入金を257万円増額いたしております。

34 ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第1款総務費、第1項施設管理費、第1目一般管理費において、へき地診療所医師派遣業務委託料を257万円増額しております。

以上、議案第9号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくま

でも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第27 議案第10号 平成27年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号

○関洋三議長 日程第27、議案第10号 平成27年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第10号 平成27年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号につきまして御説明申し上げます。

35ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億290万円とするものでございます。

事項別明細書41ページをお開きください。

歳入では、第6款繰入金、第1項他会計繰入金において、一般会計からの繰入金を500万円増額いたしております。

42ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第2款施設費、第2項施設整備費において、下水道事業認可変更業務委託料を500万円増額いたしております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第28 議案第11号 平成27年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号

○関洋三議長 日程第28、議案第11号 平成27年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 それではただいま上程されました、議案第11号 平成27年度まんの

う町水道事業会計補正予算（案）第１号について御説明申し上げます。

１ページをお開き下さい。

第２款水道事業費用、第１項営業費用において２２１万６，０００円を減額するものでございます。

３ページの事項別明細書をお開きください。

明細といたしまして、第１目原水及び浄水費で６５３万４，０００円の増額、第４目総係費で８７５万円の減額を行い、第１項営業費用として差し引き２２１万６，０００円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、原水及び浄水費が全浄水場運転管理の民間委託に係る委託料の増額、総係費が民間委託による職員１名の人件費の減額を行うものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１１号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第２９ 議案第１２号 勝川辺地に係る総合整備計画の変更について

○関洋三議長 日程第２９、議案第１２号 勝川辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田町長。

○栗田町長 議案第１２号 勝川辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由を申し上げます。

勝川辺地に係る総合整備計画は、平成２６年度から平成３０年度まで５カ年計画であり、このうち林道大川真鈴線舗装事業の事業量の増加に伴い事業費に変更が生じるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項において準用する同条第１項の規定により本町の議会の議決が必要となりますので上程するものでございます。

なお、変更後、変更前の内容につきましては、資料として添付しておりますので、お目通しください。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１２号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第１２号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１２号 勝川辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３０ 選挙第１号 まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員の選挙について

○関洋三議長 日程第３０、選挙第１号 まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

選挙の方法については、まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合同規約第５条第２項の規定によって選挙を行うものです。

お諮りします。

選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員に、まんのう町佐文１６番地１、尾寄石根君、続いて、まんのう町新目１６５番地１、千葉宗和君、続いて、まんのう町五條８番地１、堀田義一君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました尾寄石根君、千葉宗和君、堀田義一君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました尾寄石根君、千葉宗和君、堀田義一君が、まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員に当選されました。

議場におられない諸君については、第33条第2項の規定による当選の告知は、後刻、本人宛てに行うことにいたします。

以上で、まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員の選挙を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、議会会議の再開は、あす9月8日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時07分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 9 月 7 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員